

福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置

—自分自身と大切な人の命を守るために—

基本的な感染対策を徹底しましょう！



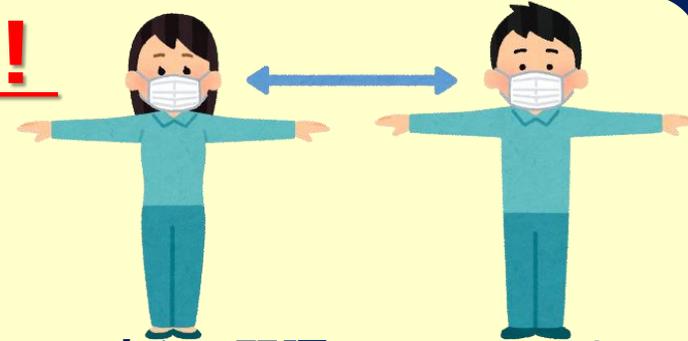
外出・会話時はマスクを正しく着用（不織布マスク推奨）



こまめな手洗い・消毒



窓を開けるなどこまめに換気



人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）取りましょう

5人以上・長時間の
飲食は控えてください！



発熱や喉の痛みなど
症状がある場合は、
外出を控えましょう！



健康上の問題がなければ、
ワクチンを**接種**して
免疫を獲得しましょう！



オリンピック
冬季五輪はご自宅で。
いつも一緒にいる人と



発熱など症状がある場合は、**かかりつけ医** または **コロナ診療・検査医療機関** に、**まずは電話**でご相談ください。

福島県 コロナ 発熱 🔍

第119回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

日 時 令和4年2月18日（金）19：40～
場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

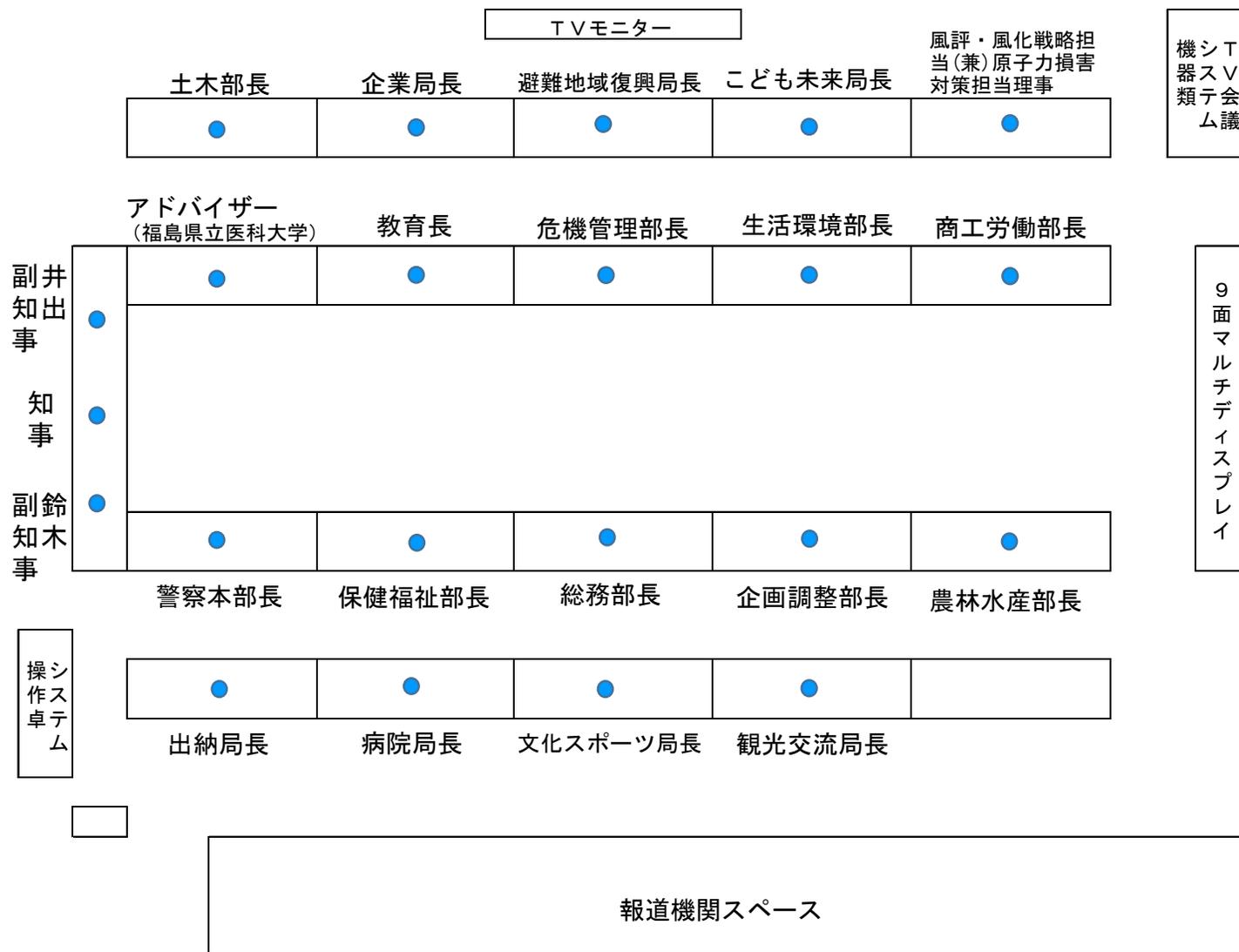
1 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況等について
- (2) 無料検査の期間の延長について
- (3) 新型コロナワクチンの接種状況等について
- (4) 福島県まん延防止等重点措置について
- (5) その他

2 資 料

- 【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について
- 【資料2】 国内における最近の新規陽性者発生状況について
- 【資料3】 無料検査の期間の延長について
- 【資料4】 新型コロナワクチンの接種状況等について
- 【資料5】 まん延防止等重点措置について
- 【資料6】 子どもの感染防止対策について
- 【資料7】 新型コロナウイルス感染症対策について

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表



第 1 1 9 回 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 名簿

【本部員】

	所属名	職名	氏名	備考
1		知 事	内 堀 雅 雄	
2		副 知 事	鈴 木 正 晃	
3		副 知 事	井 出 孝 利	
4	総 務 部	部 長	戸 田 光 昭	
5	危 機 管 理 部	部 長	大 島 幸 一	
6	企 画 調 整 部	部 長	橘 清 司	
7	避 難 地 域 復 興 局	局 長	守 岡 文 浩	
8	文 化 ス ポ ー ツ 局	局 長	小 笠 原 敦 子	
9	生 活 環 境 部	部 長	渡 辺 仁	
10	保 健 福 祉 部	部 長	伊 藤 剛	
11	こ ど も 未 来 局	局 長	鈴 木 竜 次	
12	商 工 労 働 部	部 長	安 齋 浩 記	
13	観 光 交 流 局	局 長	國 分 守	
14	農 林 水 産 部	部 長	小 柴 宏 幸	
15	土 木 部	部 長	猪 股 慶 藏	
16	出 納 局	局 長	高 荒 由 幾	
17	風評・風化戦略担当(兼) 原子力損害対策担当	理 事	白 石 孝 之	
18	企 業 局	局 長	佐 々 木 秀 三	
19	病 院 局	局 長	安 達 和 久	
20	教 育 委 員 会	教 育 長	鈴 木 淳 一	
21	警 察 本 部	本 部 長	児 嶋 洋 平	
○	福 島 県 感 染 症 対 策 ア ド バ イ ザ ー	県立医科大学 准 教 授	仲 村 究	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	事 務 局 長	三 浦 爾	
2	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 担 当 次 長	菅 野 俊 彦	
3	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長	有 我 兼 一	
4	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	総 括 班 長 (兼)医 療 対 策 班 長	金 成 由 美 子	
5	新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 本 部	医 療 対 策 班 長	玉 川 啓	

福島県における新型コロナウイルス感染者の状況等について

令和4年2月17日現在

【感染者の状況】

○陽性者数と内訳

陽性者数	21,291人
（うち死亡者数	182人）

(性別)

男性	11,258人
女性	10,033人

(年代別)

10歳未満	2,602人
10代	3,070人
20代	3,296人
30代	3,142人
40代	3,129人
50代	2,263人
60代	1,666人
70代	1,041人
80代	727人
90歳以上	345人
その他	10人

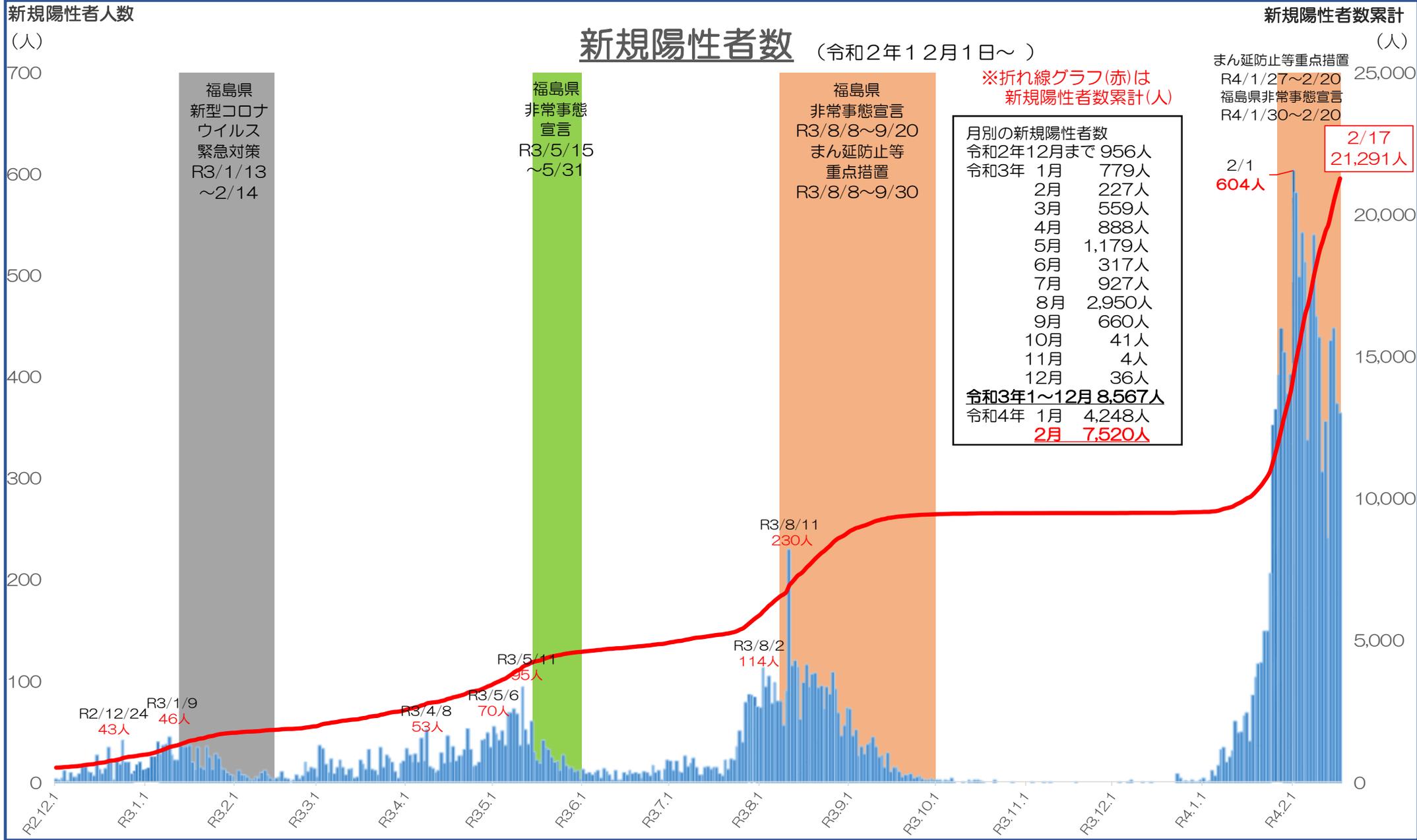
○療養者の状況

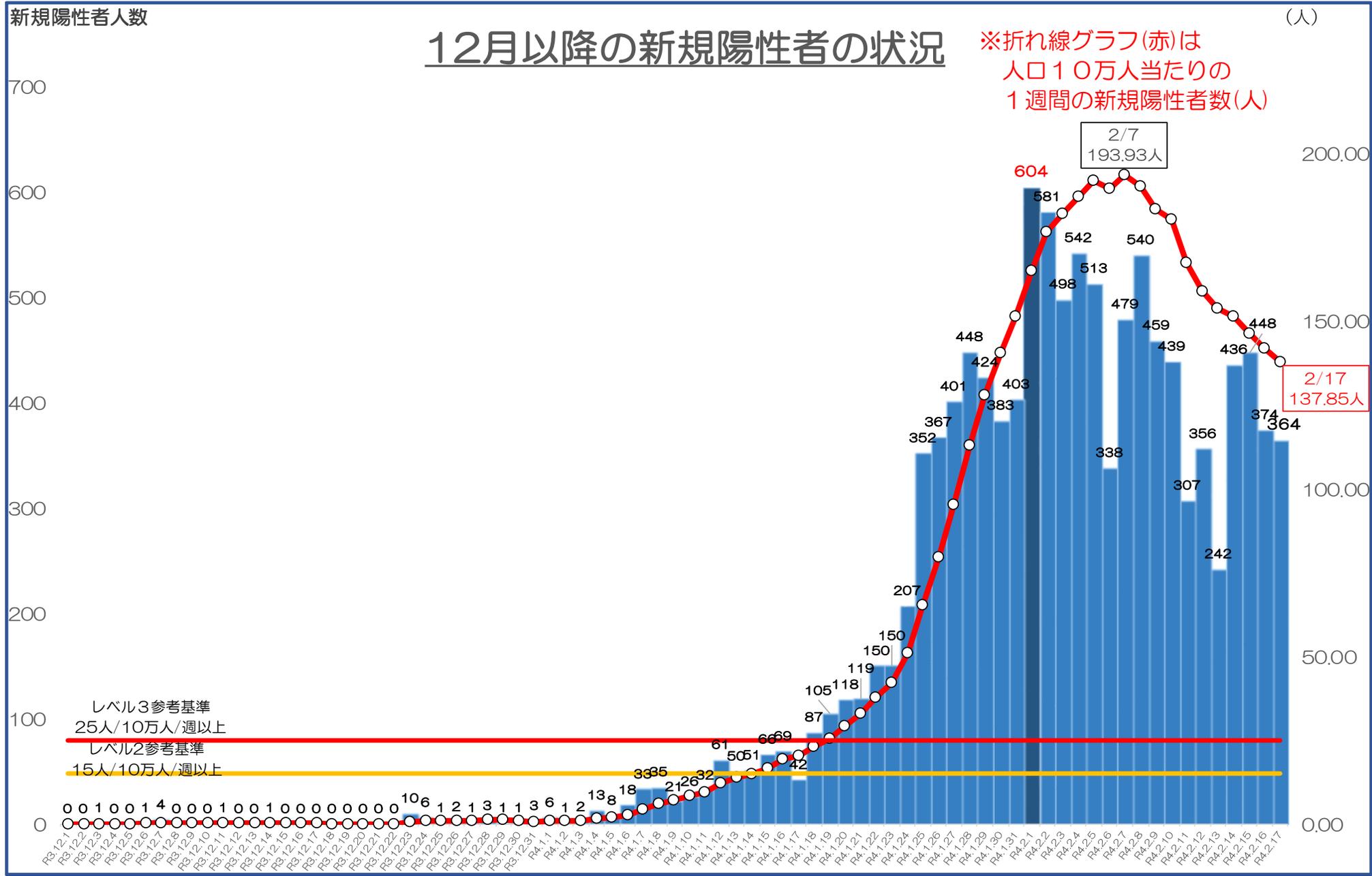
入院者数	376人
（うち重症者数	3人）
宿泊療養施設入所者数	380人
自宅療養者数	2,660人
療養先調整中の人数	125人
療養者数（合計）	3,541人

○退院・退所者等数（死亡者含む） 17,750人

【病床等の状況】

確保病床数（通常時最大）	743床
（緊急時最大）	827床
（うち重症者用病床数	47床）
病床使用率	50.6%
（うち重症者用病床使用率	6.4%
宿泊療養確保室数（稼働室数）	1,356室
（確保見込み室数）	1,646室

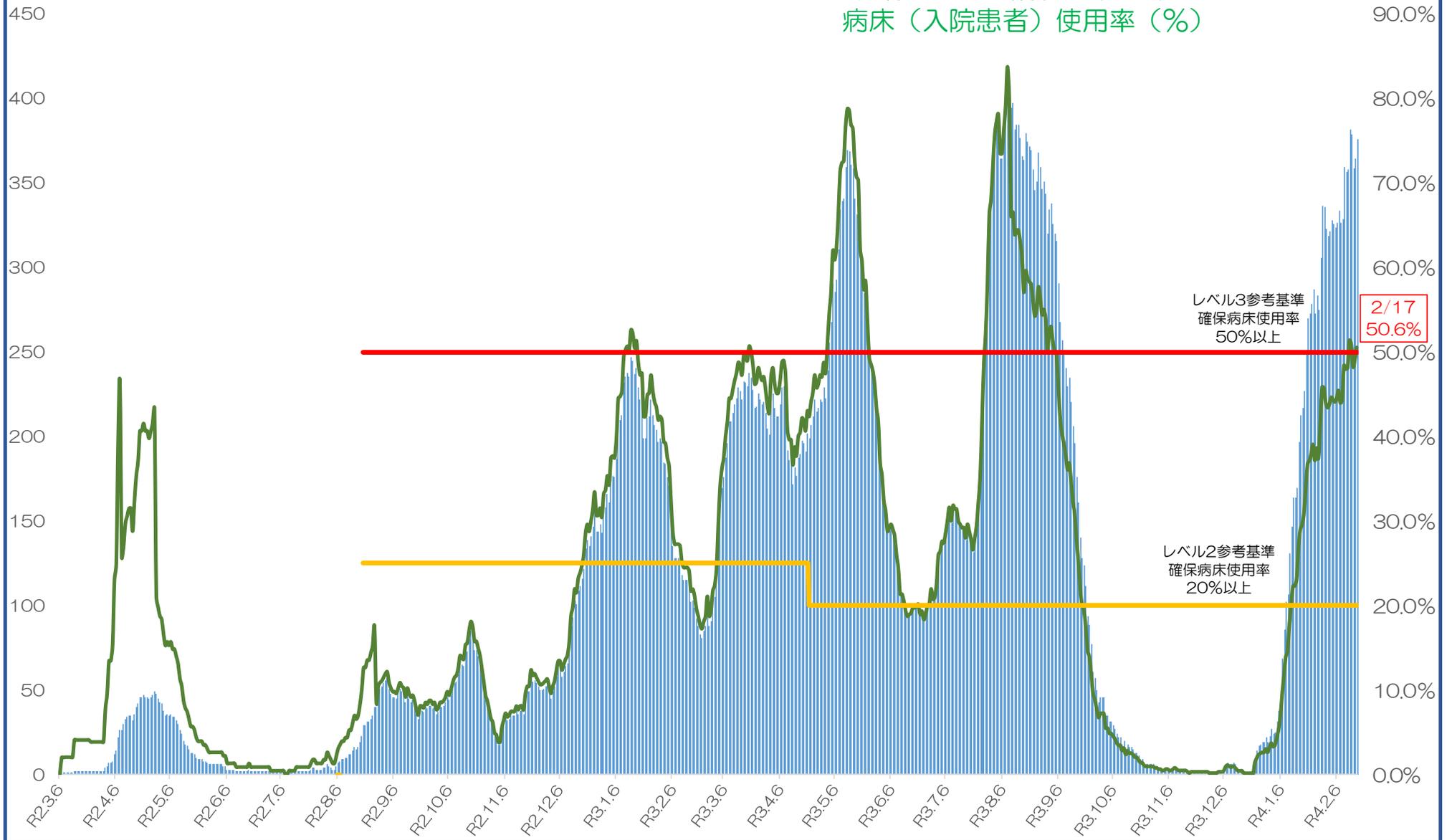




入院患者
実人数

入院患者数

※折線グラフ（緑）は、当該日の
病床（入院患者）使用率（%）



12月以降の病床使用率及び入院患者数の状況

入院患者
実人数

400

レベル3参考基準
確保病床使用率
50%以上

350

※折線グラフ（緑）は、
当該日の病床（入院患者）
使用率（%）

300

250

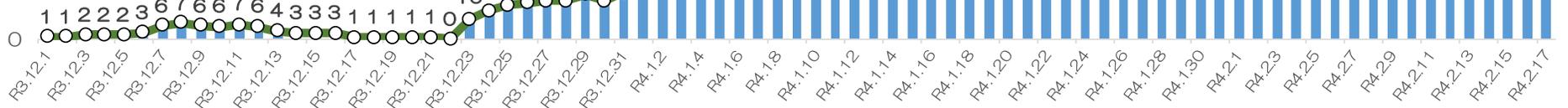
レベル2参考基準
確保病床使用率
20%以上

150

100

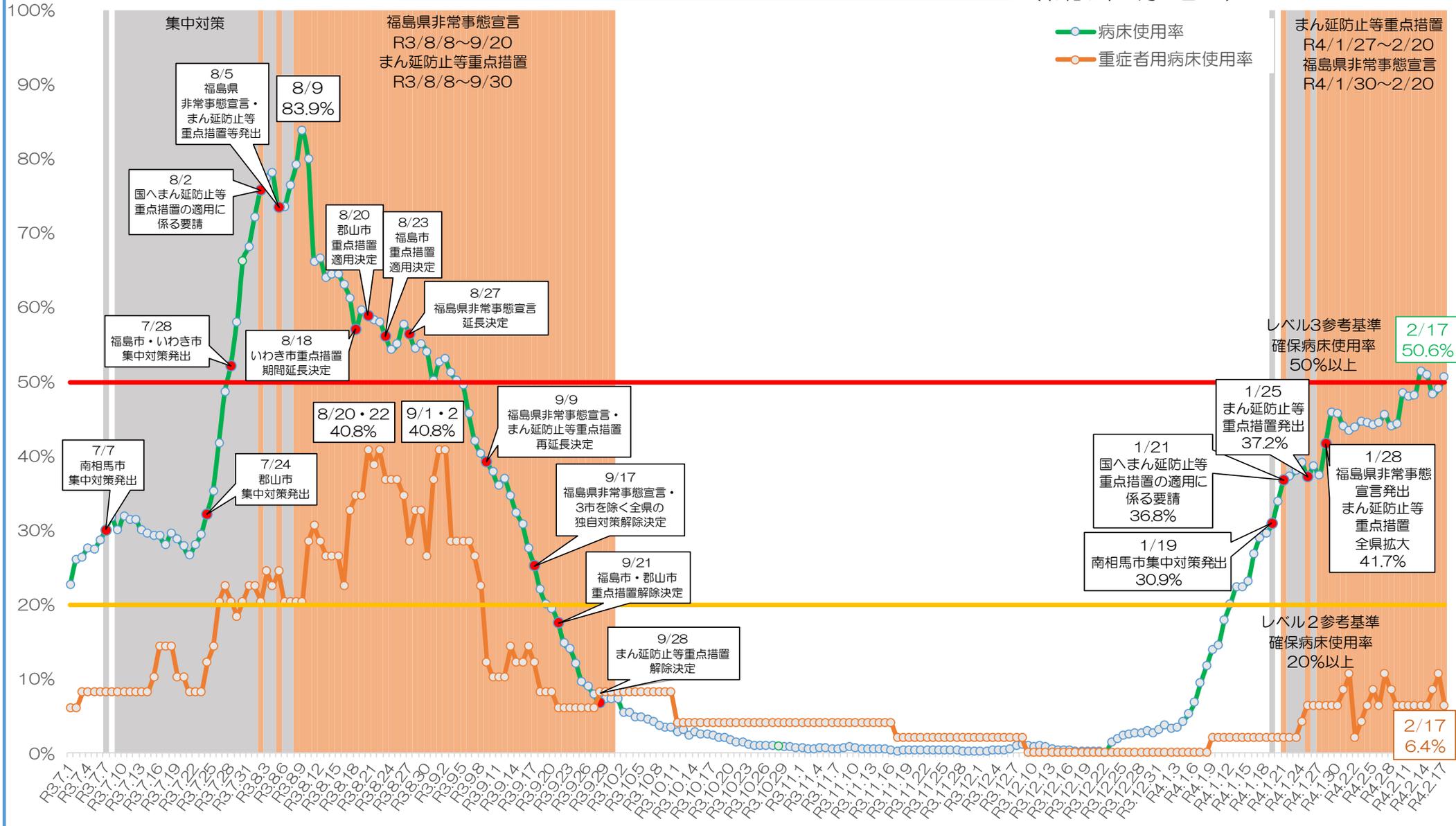
50

0

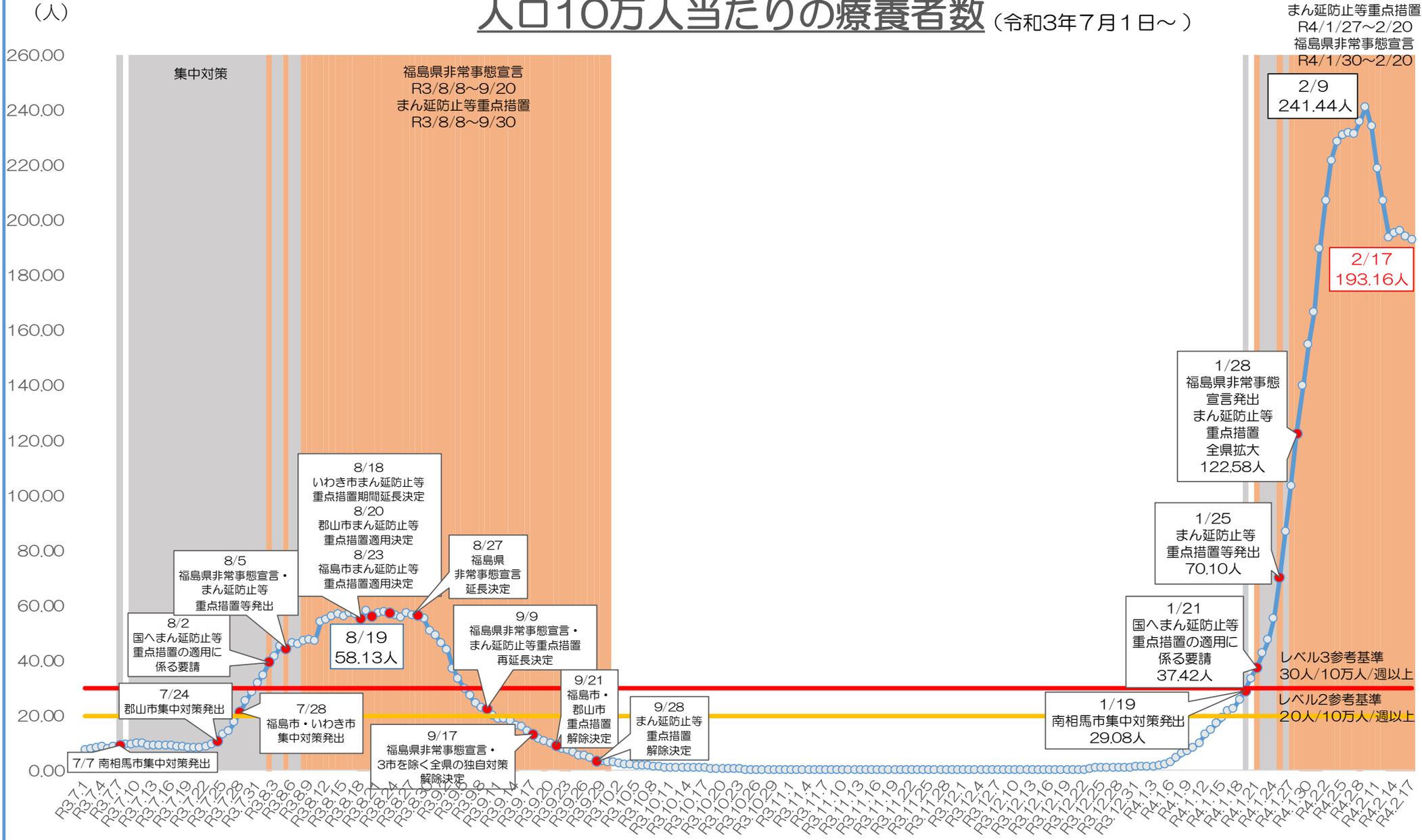


2/17
50.6%

病床使用率及び重症者用病床使用率 (令和3年7月1日～)

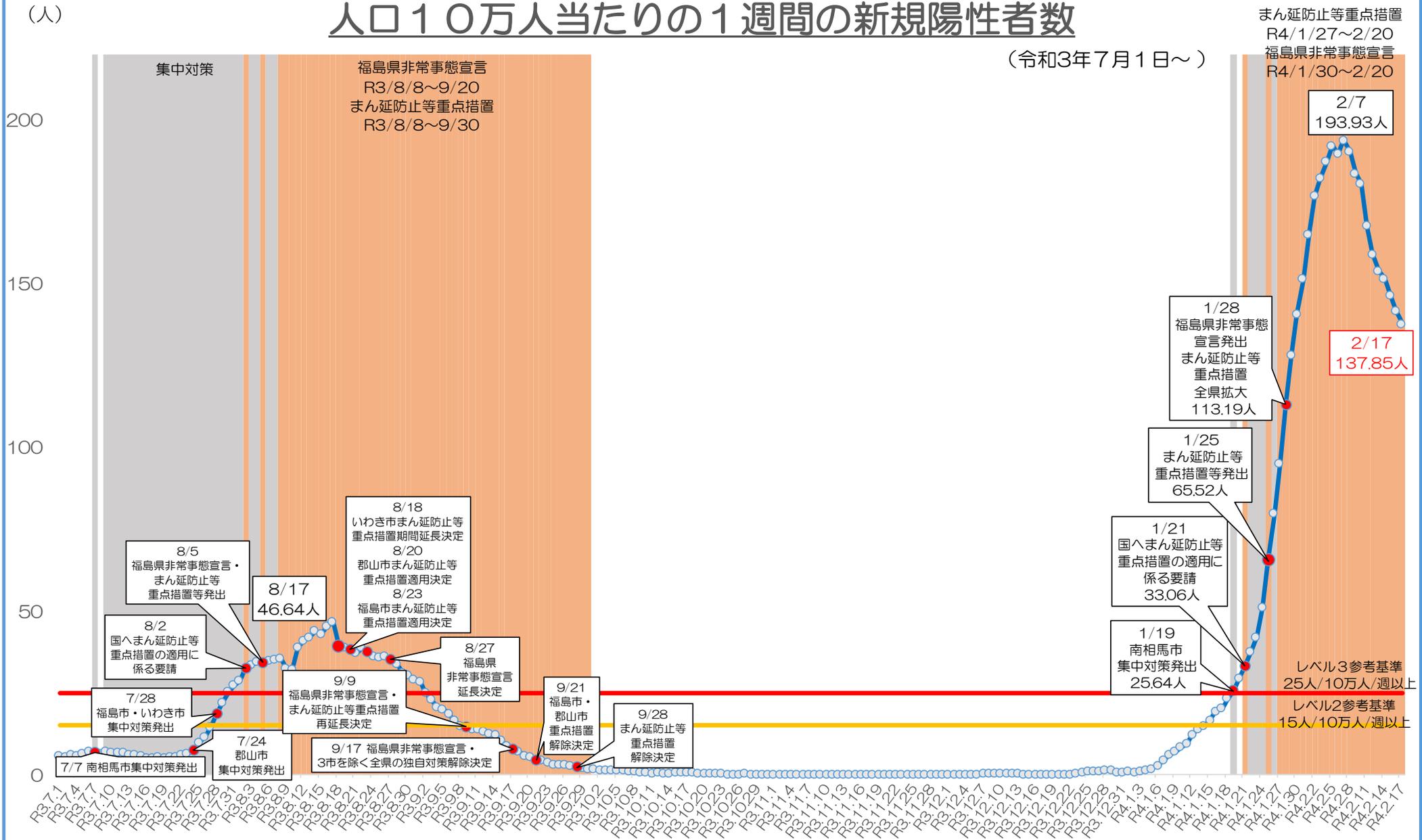


人口10万人当たりの療養者数 (令和3年7月1日～)

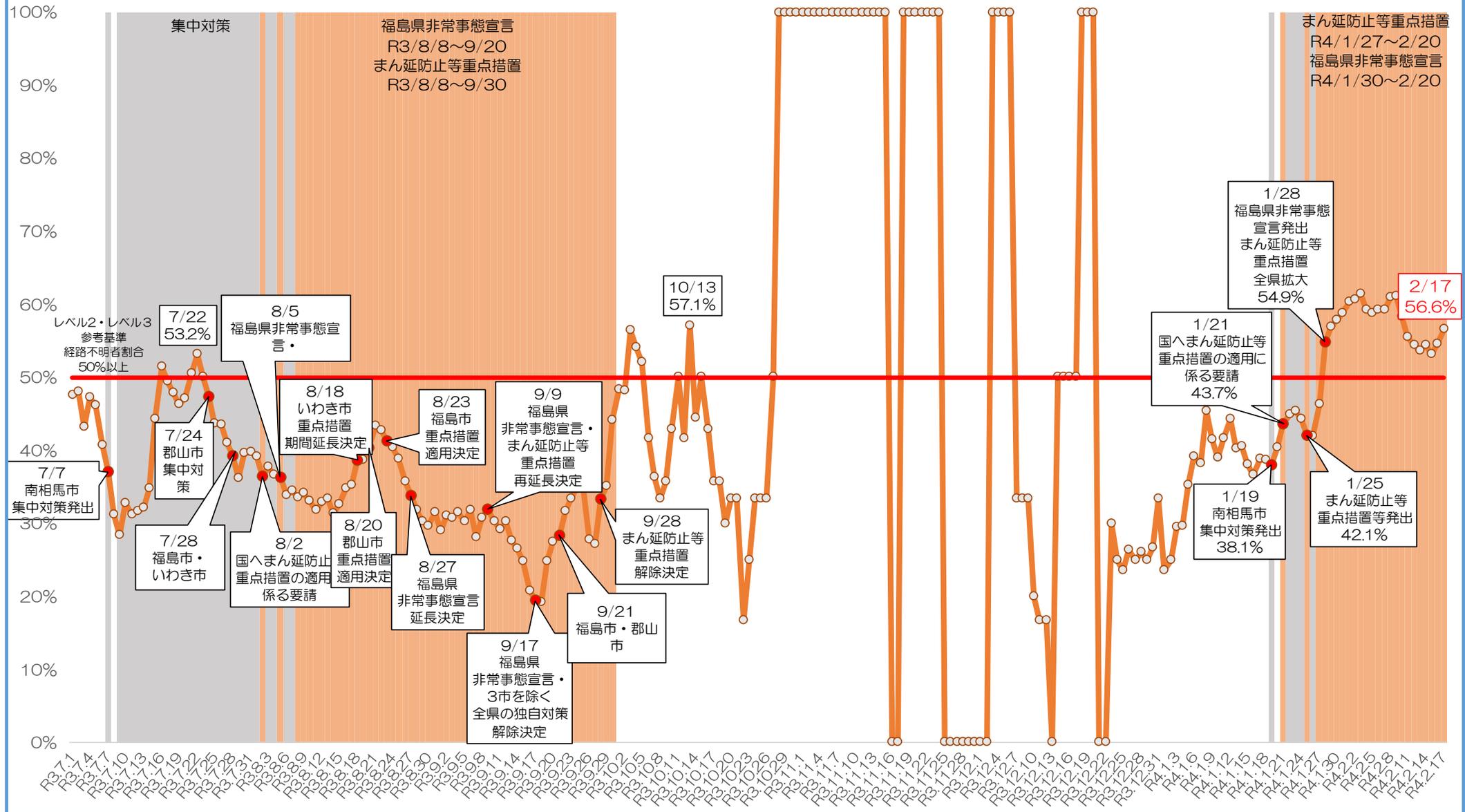


人口10万人当たりの1週間の新規陽性者数

(令和3年7月1日～)

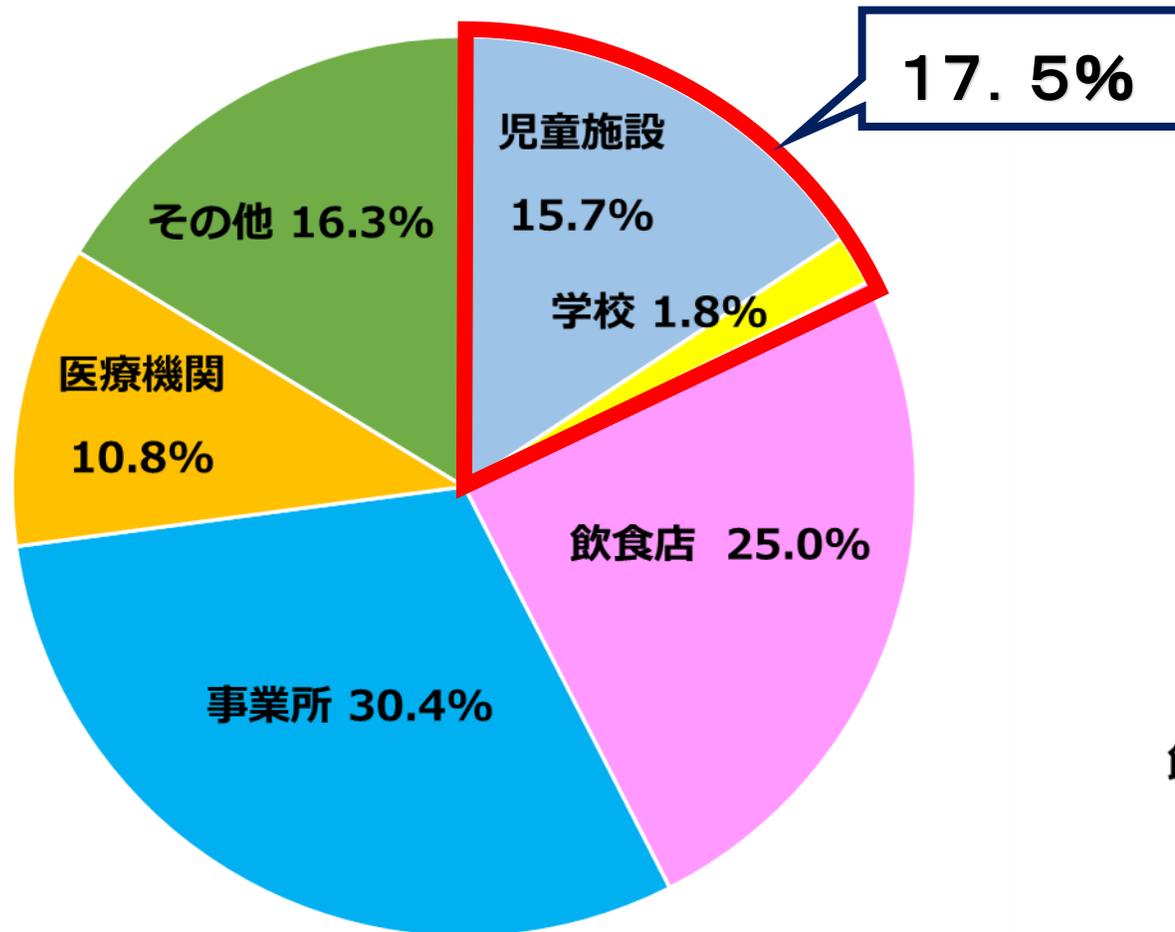


1週間当たりの感染経路不明者割合 (令和3年7月1日～)

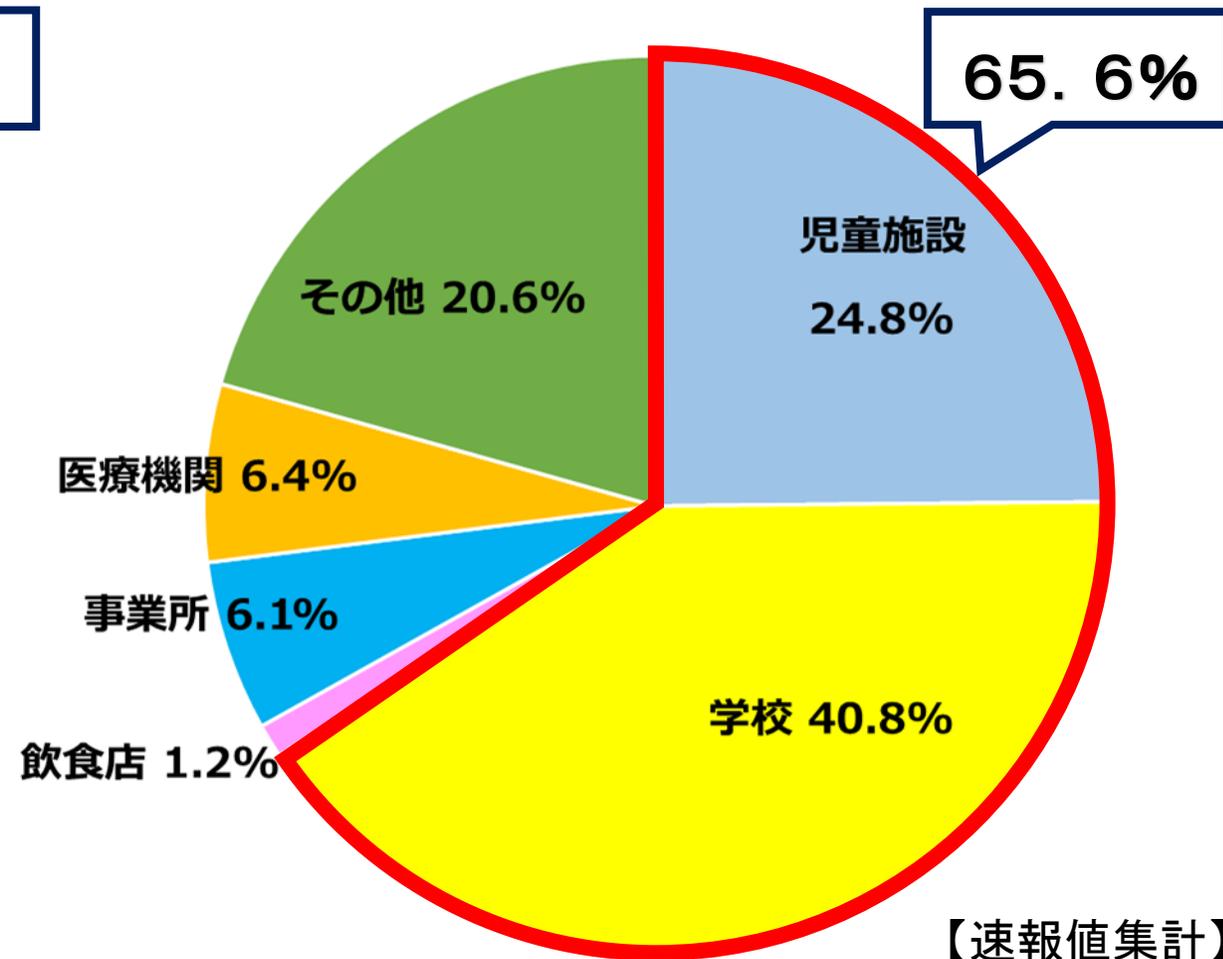


クラスター発生割合（陽性者数別）

【令和3年7月～10月】



【令和4年1月1日～2月17日まで】



【速報値集計】

※オミクロン株の流行により、児童施設や学校における感染が拡大しています。
集団生活は、一人から感染が連鎖し、感染爆発に繋がる可能性が高まります。

【参考】

レベル判断の参考とするモニタリング指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①病床の逼迫具合				②療養者数 〔10万人当たり〕	③PCR 陽性率	④新規陽性者数 〔10万人当たり ／1週間〕	⑤感染経路 不明割合 (1週間)
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床の 使用率	予測ツールによる 病床数の推計 〔3週間後の 必要病床数〕	入院率	確保病床の 使用率				
本県の現状 (直近1週間) (2/11~2/17)	50.6% 〔 $\frac{376}{743}$ 床〕	(参考) 16.8% 〔 $\frac{125}{743}$ 床〕	(参考) 10.6% 〔 $\frac{376}{3,541}$ 人〕	6.4% 〔 $\frac{3}{47}$ 床〕	193.16人 〔3,541人〕	(参考) 13.4% 〔 $\frac{2,351}{17,562}$ 件〕	(参考) 137.85人 〔2,527人〕	56.6% 〔 $\frac{1,431}{2,527}$ 人〕

※カッコ内は福島県の数値

レベル2の 参考基準	20%以上 (149/743床以上)	(参考) (50%以上) (372/743床以上)	40%以下 (入院者数/療養者数)	20%以上 (10/47床以上)	20人以上 (367人以上)	5%以上	15人以上 (275人以上)	50%以上 ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合
レベル3の 参考基準	50%以上 (372/743床以上)	(参考) (80%以上) (595/743床以上)	(参考) (25%以下) (入院者数/療養者数)	50%以上 (24/47床以上)	30人以上 (550人以上)	(参考) (10%以上)	(参考) (25人以上) (459人以上)	(参考) (50%以上) ※直近1週間の 新規陽性者数が 100名以上の場合

レベル1からレベル2への移行基準

→レベル2の指標が1つでも該当する場合にレベル2に引き上げる。

レベル2からレベル3への移行基準

→レベル3の指標が1つでも該当する場合にレベル3に引き上げる。
なお、レベル判断にあたっては、病床のひっ迫具合を重視する。

これらをベースに総合的に判断する。

※予測ツールによる病床数の推計（3週間後の必要病床数）については、国の指標の取り扱いにあわせ、参考指標とした。（令和4年1月14日）

国内における最近の新規陽性者発生状況について

都道府県別新規陽性者数（上位5都道府県）

人口10万人当たりの直近1週間の新規陽性者数（上位5都道府県）

順位	都道府県名	2/17公表分 (2/10~2/16)の 新規陽性者数 (直近1週間)	(参考) 1/17~2/16の 新規陽性者数
1	東京都	104,553	464,693
2	大阪府	81,591	321,384
3	神奈川県	52,106	205,463
4	愛知県	41,262	155,731
5	埼玉県	35,977	138,943
33	福島県	2,602	10,914
	全国計	574,483	2,390,751

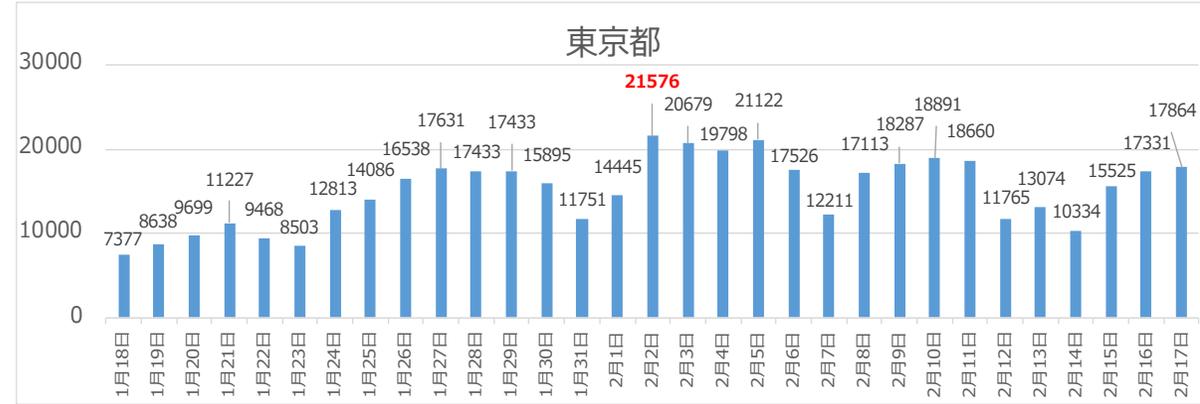
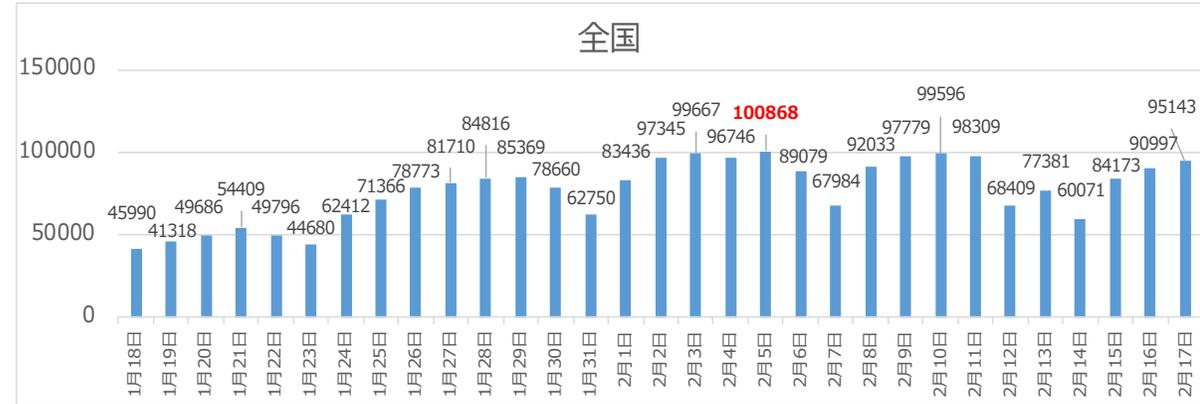
(単位：人)

順位	都道府県名	2/17公表分 (2/10~2/16)の 10万人当たり 新規陽性者数 (直近1週間)
1	大阪府	923.22
2	東京都	744.28
3	兵庫県	579.27
4	京都府	567.40
5	神奈川県	564.08
41	福島県	141.94
	全国	455.41

(単位：人)

まん延防止等重点措置

実施期間	実施区域
令和4年1月9日～令和4年2月20日	広島県、山口県、沖縄県
令和4年1月21日～令和4年3月6日	群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県
令和4年1月27日～令和4年2月20日	北海道、青森県、山形県、 福島県 、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県
令和4年2月5日～令和4年2月27日	和歌山県
令和4年2月12日～令和4年3月6日	高知県



無料検査の期間の延長について

令和4年1月3日から開始している無料検査（感染拡大傾向時の一般検査事業）について、感染状況の高止まり傾向が継続していることから、**期間を延長します。**

1 内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、知事より「感染不安を感じる県民は検査を受けるよう」要請するもの

2 対象地域

福島県全域

3 期間

令和4年3月31日（木）まで ※2月28日までとしていた期間を延長するもの。

4 対象者

感染リスクが高い環境にあるなどの理由により、感染不安を感じる福島県民（県内に居住実態がある方で、無症状者に限る。）

5 検査場所

県内184箇所（令和4年3月1日からは190箇所となる予定）の検査実施場所

※ 県ホームページに検査実施場所の一覧を掲載しています。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/v-kpackage1.html>

新型コロナワクチンの接種状況等について

1 接種実績(累計) (令和4年2月17日時点) (単位：回)

	接種回数	接種対象人口に対する接種率	全人口に対する接種率
合計	3,328,048	-	-
うち	1回目接種	91.1%	83.0%
	2回目接種	90.0%	81.9%
	3回目接種	-	13.8%
対象人口・全人口		1,695,539 人	1,862,059 人

※ 人口は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳データから推計している。

1・2回目接種の対象人口は、12歳以上である1,695,539人

注1：1・2回目接種の接種回数は、「医療従事者」「高齢者施設従事者」のワクチン接種円滑化システム(V-SYS)の情報を集計したものと、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものを合算したものである。

注2：3回目の接種回数は、ワクチン接種記録システム(VRS)の情報を集計したものである。

注3：国の集計方法変更により、1月4日公表分から転出者分の接種回数を含めて集計している。

【3回目接種の想定対象者に対する接種率】

2月末累計 約61万人 ⇨ 42.2%

※ 想定対象者は、2回目接種完了者全員が接種を希望すると仮定した場合の数を算定している。

2 大規模接種の接種開始について

- 追加（3回目）接種を希望される方々が、出来るだけ早く接種を受けられるよう、県内全域を対象とし、モデルナ社ワクチンを使用する大規模接種について、県と関係市とで調整し、準備を進めてきたところ。
- 今般、いわき市及び郡山市に接種会場を開設し、予約受付を開始することとした。（詳細は次ページ）

	いわき会場	郡山会場
設置場所	いわき・ら・ら・ミュウ (いわき市小名浜字辰巳町43-1)	ビッグパレットふくしま (郡山市南2丁目52)
接種実施時期	2月28日(月)～3月29日(火)の 毎週月、火曜日(10日間)	3月12日(土)～3月17日(木) (6日間)
予約開始時期	2月21日(月)～	2月28日(月)～予定
対象者	県内在住で接種券をお持ちの方(2回目接種から6ヶ月経過した方)	
接種規模	4,800人(480人/日) ただし、教職員等のエッセンシャルワーカーのための優先枠を設ける予定。	2,640人 〔12日：270人、13～16日：各480人〕 〔17日：450人〕 ただし、教職員等のエッセンシャルワーカーのために優先予約を行う予定。
使用ワクチン	武田/モデルナ社ワクチン	
予約方法	<p>県大規模接種コールセンター 024-573-8002 県ホームページ https://va.apollon.nta.co.jp/fksvcc22_iwaki/</p>  <p>※ この予約は、月、火曜日のみとなっております。水～日曜日の予約については、いわき市民の方限定となっておりますので、いわき市民で予約を希望される方は、いわき市役所のコールセンターにお問い合わせください。</p>	※決まり次第、別途お知らせします。

※ 上記以外の会場についても、準備が整い次第、予定を公表します。

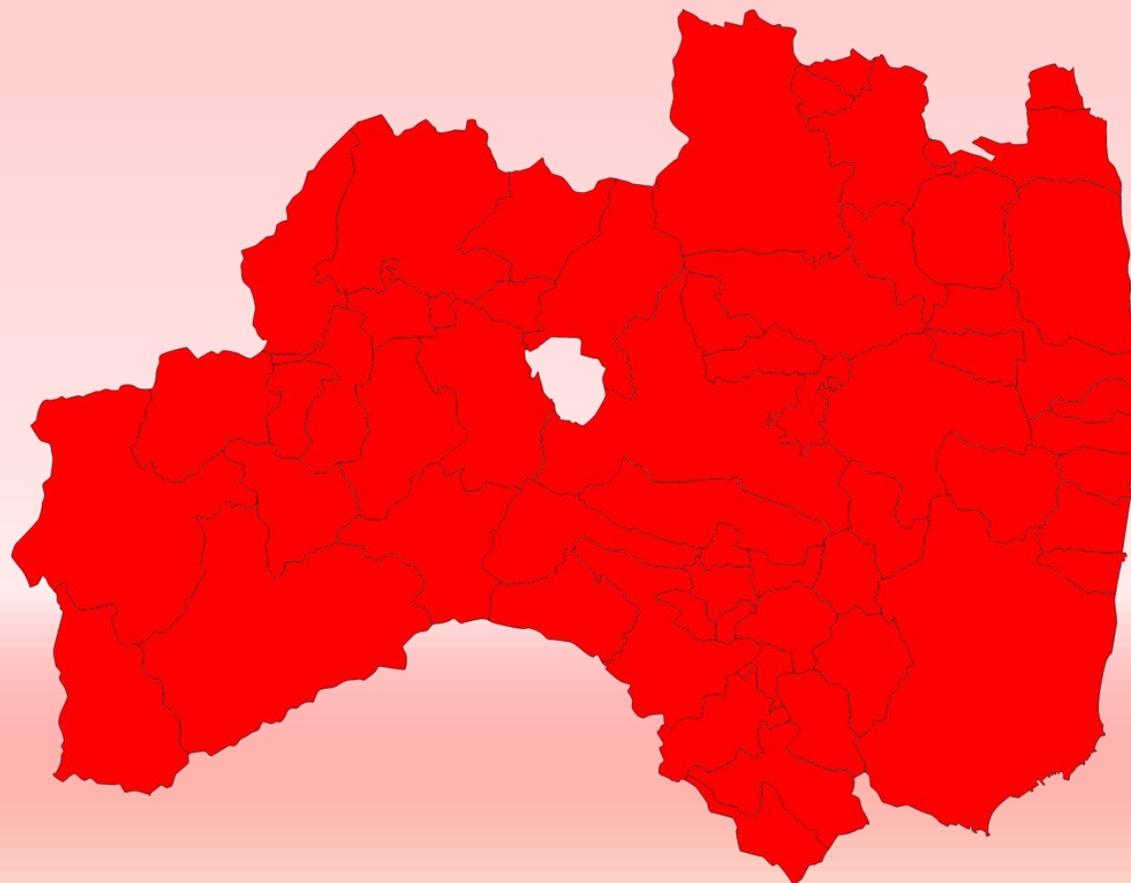
福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

(令和4年3月6日まで延長)

**「まん延防止等重点措置」の
県全域適用
を延長します（3月6日（日）まで）**



福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で厳しい感染状況が続いています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制がひっ迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

		まん延防止等重点措置	
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】		
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、 いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村	
	令和4年1月27日(木) ~3月6日(日)	令和4年1月30日(日) ~3月6日(日)	
適 用	特措法第31条の6第1, 2項、第24条第9項		

令和4年2月18日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

- 営業時間短縮の要請時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。**
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

ふくしま感染防止対策認定店制度の

認定を受けている飲食店等への時短要請(①または②)

①5時～21時まで(酒類提供は20時まで) ②5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

認定を受けていない飲食店等への時短要請:5時～20時まで(酒類提供は終日自粛)

- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛してください。**
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- 感染リスクの高い行動は控えてください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・不要不急の都道府県間の移動は控えてください。(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出・移動は自粛してください。
- ・外出や移動の必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・飲食店等を利用する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を自粛してください。
(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)
- ・業種別ガイドラインを遵守している店舗を利用してください。

- 基本的な感染防止対策を徹底してください。**(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

○営業時間の短縮や酒類提供の自粛にご協力ください。

ふくしま感染防止対策認定店制度の

(特措法第31条の6第1項に基づく要請)

【認定を受けている飲食店等】次の①か②のいずれかとしてください。

① 営業時間の短縮:5時～21時まで 酒類の提供は20時まで

② 営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供自粛(終日)

【認定を受けていない飲食店等】営業時間の短縮:5時～20時まで 酒類提供は自粛(終日)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
 - ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指の消毒設備の設置
 - ・事業所の消毒
 - ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する

○同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けてください。

(ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません)

(特措法第24条第9項に基づく要請)

上記の要請に協力いただいた場合 協力金を支給

【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

本措置に伴う飲食店等の時短営業等により売り上げが減少した場合 一時金を支給

【対 象】 中小法人及び個人事業者等(上記協力金の対象事業者以外)

■相談窓口 福島県時短要請コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

多数の方が利用する施設の皆様へのお願い (延床面積1,000㎡超、飲食店等以外)

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○入場者が密集しないよう、入場時や施設内における適切な距離の確保など整理誘導を行うとともに、入場者の人数管理・人数制限を行ってください。

(特措法第31条6第1項に基づく要請)

○特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

(特措法第31条6第1項に基づく要請)

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・入場者の感染防止のための整理及び誘導
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避ける。
- ・手指の消毒設備の設置
- ・施設内の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気
- ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

多数の方が利用する施設(飲食店等以外)

施設の種類	対象施設の種類
特措法施行令第11条第4号から第13号に規定する施設	劇場、観覧場、映画館または演芸場
	集会場または公会堂
	展示場
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医薬機器その他衛生用品、再生医療等製品またはその他生活に欠くことができない物品を扱う売り場を除く)
	ホテルまたは旅館(集会の用に供する部分に限る)
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設または遊技場
	博物館、美術館または図書館
	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話024-521-8644(受付時間9時~17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)

	感染防止安全計画を策定し、 県の確認を受けた場合	左記以外の場合
県全域	・人数上限20,000人かつ収容率100% (大声なしが担保されることが前提です)	・人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) ・主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成して公表

※ワクチン・検査パッケージの適用、対象者全員検査は実施しません。

※大声ありのイベント 観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベント

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務やテレワーク、オンライン会議等を活用するとともに、出勤する場合でも時差出勤等を推進するなどにより、人と人の接触機会の低減にご協力ください。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

○事業継続計画(BCP)の再確認や策定をお願いします。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者・児童施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

子どもの感染防止対策について

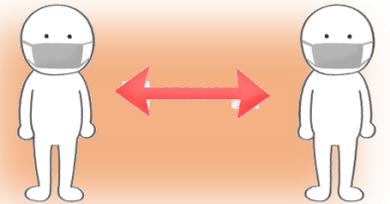
資料 6

第6波は子どもへの感染や学校関係のクラスターの発生が顕著です。

【子どもへの感染が多い理由】

●特に低年齢層は、徹底した感染防止対策が難しい

→マスク着用が難しい場合でも、人と人との距離を取る、こまめな換気をするなど複合的に対策をしてください



●集団生活の機会が多く、密になりやすい

→感染リスクの高い学習活動（部活動含む）の延期・中止など、感染防止対策をお願いします



※子どもたちへの感染を防ぐためにも、私たち大人が、
「基本的な感染防止対策の徹底」「まん延防止等重点措置の順守」
に努めましょう。

新型コロナウイルス感染症対策について

1 基本方針に基づく対応状況(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠: 前回の本部員会議以降に実施した取組

(1) 情報提供・共有

1		・新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、マスク着用や手洗いなどの感染予防対策、「新しい生活様式」に関する広報等について発信	対策本部、総務部
2		・県ホームページのトップページからのリンクに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載	対策本部、総務部
3		・県内の検査結果状況等をホームページ上で毎日更新	対策本部、総務部
4		・県内の感染発生の概要等についてホームページに記載	対策本部、総務部
5		・陽性患者発生時等における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成配信	総務部
6	R2/6/1～	・人が集まり混雑が見込まれる海岸に設置していた「立ち入り自粛」の看板を「3つの密を避けましょう」の看板へ変更	土木部
7	R2/6/19～	・ピクトグラムにより「新しい生活様式」の実践例を示したポスター・チラシを作成・配布するとともに、事業者等が実践ポスターを簡単に作成できる特設サイトを開設	対策本部、総務部
8	R2/7/20～	・県のホームページに、各都道府県の感染症の発生状況が参照できるページを開設	対策本部、総務部
9	R2/9/3	・新型コロナウイルス感染症拡大防止啓発動画「THE NEW NORMAL FUKUSHIMA～福島 己を知る～」の完成発表	観光交流局
10	R2/9/30～	・『新しい生活様式』福島県周知ポスター・チラシの無料配布を開始	対策本部、総務部
11	R2/11/6～	・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制や相談窓口等の情報を掲載した外国人住民向けの専用ページを開設	対策本部、総務部
12	R2/12/1～	・やさしい日本語や英語による「新しい生活様式」や上記の電話相談窓口を記載したカードを作成し、外国人を雇用する企業や留学生が在籍する学校、外国人コミュニティなどに配布。	生活環境部
13	R3/2/12	・新型コロナワクチンに便乗した詐欺についての注意喚起を県ホームページに掲載。	生活環境部
14	R3/7/1～	・感染拡大地域との不要不急の往来自粛を促すため、県内80箇所の道路情報板に下記の内容を表示。 「感染拡大地域との往来は自粛を」を表示(R3/7/1～R3/9/30) 「感染拡大地域との往来は注意を」を表示(R3/10/1～R3/11/18) 「移動する時は、感染防止対策を」を表示(R3/11/19～当面の間)	土木部
15	R3/12/20～	・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、年末年始における注意喚起の広報を実施	対策本部、総務部
16	R4/1/25	・新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック(第24版)を作成	対策本部

(2) サーベイランス・情報収集

17		・感染症法に基づく患者発生状況の把握と積極的疫学調査の実施	対策本部、保健福祉部
----	--	-------------------------------	------------

※ 相談体制については、(4)の1)相談体制に記載

※ 検査体制については、(4)の3)検査体制に記載

(3)まん延防止

1)感染拡大防止対策等

①全般的な取組			
18	R2/6/17	・接待を伴う飲食店等の関係団体が定めた感染拡大予防ガイドライン等を公表	対策本部、危機管理部
19	R2/7/16	・全国的又は大規模イベントの開催に伴う事前相談の受付を開始	対策本部
20	R2/9/11	・「福島県飲食業等における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」に基づく感染防止対策が実施されている飲食店等に対してステッカーを配布することで、県民に対する正しい情報提供を図り、飲食店等の自主的な感染防止対策の実施を推進する。	保健福祉部
21	R2/10/23	・県外旅行ツアーでの感染事案発生を受け、県内旅行者及び宿泊事業者に対し、「感染防止対策の徹底について(依頼)」を発出し、観光庁事務連絡の周知と併せ、感染防止対策の徹底を働きかけた。	観光交流局
22	R2/11/19	・県有施設における大規模イベント等の取扱いを公表	対策本部、危機管理部
23	R2/11/20	・市町村観光主管課、福島県観光物産交流協会、県内旅行者、福島県旅行業協会に対し、「GoToトラベルにおける感染防止対策の強化について(通知)」を発出し、本県における取扱いについて周知及び周知依頼を実施した。(内容:バス車内での飲食禁止、飲食について現時点で人数制限なし)	観光交流局
24	R2/12/9	・庁内各部局、各市町村等に対し、「飲食店などにおける業種別ガイドラインの周知及び遵守の徹底について(通知)」を発出し、関係団体に対して業種別ガイドラインの改正内容の確認と遵守の徹底について周知依頼を実施	対策本部
25	R2/12/11	・新型コロナウイルス感染症の全国的な拡大や福島市内の飲食店のクラスター発生を踏まえ、県が実施している「飲食店応援前払利用券」の参加店舗に対して、商工会連合会等を通じて感染拡大防止対策の徹底を改めて通知した。	商工労働部
26	R2/12/14～	・感染防止対策取組ステッカーの配布施設に対する現地調査を先行して福島市内で実施。	保健福祉部
27	R3/2/15～	・高齢者施設・障がい者(児)施設において、感染防止対策の再確認とチェックリストに基づく自主点検を依頼し、保健師等の訪問による助言指導を実施。	保健福祉部
28	R3/2/26～	・福島市、郡山市、いわき市及び会津若松市の繁華街の飲食店を対象としたガイドラインの実施状況を確認。	保健福祉部
29	R3/3/1	・高齢者施設でのクラスター発生を踏まえ、職員一人一人がチェックリストに基づく自主点検を実施することや感染症発生時のシミュレーションを確認することなど改めて感染防止対策の徹底を依頼。	保健福祉部
30	R3/3/2	・市町村向け新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画作成支援マニュアル(Ver1.0)を市町村・関係団体へ配布	対策本部
31	R3/3/3	・医療機関でのクラスター発生を踏まえ、医療機関に対して、院内感染対策の徹底を依頼。	保健福祉部
32	R3/4/8	・感染防止対策取組ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に認定ステッカーを交付する「ふくしま感染防止対策認定店」制度を開始	保健福祉部
33	R3/5/10～	・感染拡大地域における入所系の高齢者施設等の従事者に対するPCR検査を実施。	対策本部
34	R3/12/27	・ワクチン・検査パッケージ活用等に必要となる検査開始	対策本部
35	R4/1/3	・隣接県における変異株の市中感染を踏まえた無料検査の実施(～令和4年1月31日)	対策本部
	R4/1/25	・無料検査の期間を令和4年2月28日まで延長	

36	R4/1/19	<ul style="list-style-type: none"> 「南相馬市における新型コロナウイルス感染症集中対策」(期間:令和4年1月21日～令和4年2月6日) <p>【要請内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①飲食店への営業時間短縮の要請 午後8時から午前5時までの事業体の営業自粛(酒類の提供は午後7時まで) ②市民への不要不急の外出自粛の要請 	対策本部
37	R4/1/21	<ul style="list-style-type: none"> 国(新型コロナウイルス対策本部長)へまん延防止等重点措置の適用に係る要請 	対策本部
	R4/1/25	<ul style="list-style-type: none"> 福島県に対するまん延防止等重点措置の適用が決定 <p>【期間】1/27～2/20</p> <p>【重点区域】福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市</p> <p>【その他区域】上記以外の市町村</p> <p>【要請内容:福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請時間以降の飲食店等利用の禁止 ●飲食店等に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・認定店 ①か②のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①午後9時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は午後8時まで) ②午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は終日自粛) ・非認定店 <ul style="list-style-type: none"> 午後8時から午前5時までの時間帯の営業の自粛(酒類の提供は終日自粛) ●飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設)事業者に対する協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・入場時や施設内での整理誘導、人数管理・人数制限の実施 <p>【要請内容:全県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベント等を開催する事業者への協力要請 <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画策定イベント:人数上限20,000人かつ収容率100%(大声なしの担保が前提) ・その他イベント:人数上限5,000人かつ収容率上限50%(大声あり)・100%(大声なし) 	対策本部
	R4/1/28	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置を県全域に拡大 <p>【期間】1/30～2/20</p> <p>【重点区域】県全域</p> <p>【要請内容:県全域】上記に同じ</p>	
38	R4/1/28	<ul style="list-style-type: none"> 福島県非常事態宣言発出(1/30～2/20) 	対策本部
39	R4/1/28	<ul style="list-style-type: none"> 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定 	対策本部
40	R4/1/30～ R4/2/20	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置の全県実施を踏まえた県立学校の感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事の停止等に加え、部活動を行う場合には個人や少人数での短時間の活動とすることや、必要に応じて時差通学を検討 ※ 福島市、郡山市、会津若松市、いわき市、南相馬市の県立学校、及び同市から通学する県立学校は令和4年1月27日から実施。 ※ 市町村立小中学校にも同様の対応を依頼 	教育庁

41	R4/2/1	・令和4年1月まん延防止等重点措置区域(全県)における時短要請協力金の早期支給申請受付開始(令和4年2月10日必着分まで)	商工労働部
42	R4/2/10～	・売上の減少した中小事業者に対する一時金(本県版一時金第4弾)申請受付開始(令和4年4月28日まで)	商工労働部
43		・医療機関に対する医療資材の配布、福祉施設に対するマスク・消毒液の配布を実施	対策本部、保健福祉部、こども未来局

(4) 医療等

1) 相談体制

44	R2/2/18	・新型コロナウイルスに関する心のケアについての、精神保健福祉センターにて相談を受ける体制を整備	対策本部、保健福祉部
45		・外国人住民が帰国者接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話(電話)による通訳支援を実施(英語中国語タガログ語ポルトガル語韓国語ベトナム語に対応)	対策本部、保健福祉部
46	R2/5/25	・新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル(コールセンター)等の回線数を増設。 ・相談専用ダイヤル(コールセンター):5回線 ・帰国者・接触者相談センター:15回線 ※21:00～8:30は4回線	対策本部、保健福祉部
47	R2/11/1～	・「帰国者・接触者相談センター」を、インフルエンザ流行に備えた体制整備のため、「受診・相談センター」に名称変更	対策本部、保健福祉部
48	R2/12/1～	・外国人住民からの相談等に応じる相談支援員として保健師を配置。企業や学校、外国人コミュニティを訪問し、新型コロナウイルス感染症についての情報提供や「新しい生活様式」の啓発等を行うほか、新型コロナウイルス感染症の不安解消や生活面での助言を行う。	生活環境部
49	R3/1/18～	・19言語対応の外国人住民向け電話相談窓口をLINE通話でも活用できるように拡充・整備。	生活環境部
50	R3/4/28～	・受診・相談センターへの電話、通訳支援を行うほか、相談支援員(保健師)が相談対応や助言を実施する外国人住民向け電話相談窓口について、ヒンディー語を加えた20言語対応に拡充。(保健師の助言等は平日9:00～17:00)	生活環境部

2) 外来医療提供体制

51	R3/2/24～	・県内の帰国者・接触者外来の設置数48	対策本部
52	R3/11/1～	・県内の地域外来の設置数19(うち県委託16)	対策本部
53	R4/2/17～	・発熱患者等の診療または検査を行う「診療・検査医療機関」として、587機関を指定	対策本部

3) 検査体制

54	R2/9/1～	・妊婦に対するPCR検査への助成開始	こども未来局
55	R3/4/23～	・県内の一日あたりのPCR検査能力は通常時で6,000検体	対策本部、保健福祉部
56	R4/2/11～	・新型コロナウイルス感染症の検査を実施する一般の診療所等と県等が、県医師会を代理人として令和2年9月8日に締結した、保険診療の患者負担金に係る集合契約施設、及びこれまでに個別に契約した医療機関が635となった。	保健福祉部

4) 病床等確保と入院患者受入体制

57	R2/4/1～	・県立医大医師を患者搬送コーディネーターに委嘱。新型コロナウイルス感染者の病院への移送、受入について、対策本部と協力して調整を実施	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

58	R2/4/7～	・対策本部内にDMAT班を設け、新型コロナウイルス感染者受け入れ施設の調整や受け入れ施設における医療従事者向けの対応マニュアル作成などを実施	対策本部、保健福祉部
59	R2/5/26	・医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
60	R3/12/10	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床等を確保 病床:通常時最大709床(計画上650床) 緊急時最大799床(計画上750床) 宿泊療養施設:最大室数603室(計画上600室) 入院待機ステーション:2施設(いわき市・郡山市(追加))	対策本部、保健福祉部
61	R4/2/8	・保健・医療提供体制確保計画に基づく病床を9床追加 病床:通常時最大743床 緊急時最大827床	対策本部、保健福祉部
62	R4/2/10	・いわき市と白河市に宿泊療養施設(290室)を確保 稼働室数1,356室、確保見込み室数1,646室に拡大	対策本部

5)患者受入・移送体制

63	R2/6/11	・新型コロナウイルス感染患者の移送に関して、今後の感染拡大を想定し、全県統一して広域的・安定的な移送体制を確保するため、県内の全9保健所と全12消防機関とが包括的な協定を締結	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

6)医療人材の確保

64	R2/5/26	・[再掲]医療機関における感染症拡大防止のため、感染症管理認定看護師等を派遣する感染症拡大防止専門家派遣事業を運用開始	対策本部、保健福祉部
----	---------	---	------------

7)診療情報の共有

65	R2/4/30	・「キビタンケアネット」による新型コロナウイルス感染患者の入退院状況等の共有を開始	対策本部、保健福祉部
66	R2/5/14	・「キビタン健康ネット」による新型コロナウイルス感染患者の診療情報共有(特例包括対応)の運用を開始	対策本部、保健福祉部

(5)経済・産業・雇用対策

①企業への経営支援等

67	R2/3/5	・県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化	商工労働部
68	R2/7/9～	・活力ある商店街支援事業(新型コロナウイルス対応)を実施 (新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな店舗が必要になったり、新しい生活様式に対応するための店舗拡大などに商店街の空き店舗を活用した場合にその取組に係る賃借料の一部を補助)	商工労働部
69	R3/10/1	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の予約を開始。(宿泊対象期間(第1弾):10/4チェックイン～10/31チェックアウト)	観光交流局
	R3/10/25	・「県民割プラス」の11月分予約を開始。(宿泊対象期間:10/31チェックイン～11/30チェックアウト)	
	R3/11/24	・「県民割プラス」の12月分予約を開始。(宿泊対象期間:11/30チェックイン～1/1チェックアウト)	

	R3/12/23	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」のR4年1月分予約を開始。(宿泊対象期間:1/1チェックイン～1/31チェックアウト) R4年1月宿泊分より「ワクチン・検査パッケージ」を導入。	観光交流局
	R4/1/25	・福島県内在住者を対象とする福島県内に1泊以上宿泊する商品を対象とした宿泊割引事業「県民割プラス」の新規受付停止。(申込済みの1月末までの宿泊分は有効)	
70	R3/11/1～	・ふくしま飲食店応援事業「オールふくしま食べて応援キャンペーン」利用期限延長(令和4年3月31日まで)	商工労働部
71	R3/12/6	・新型コロナウイルス感染症対策特別資金(有利子型)の取扱期間の延長(令和4年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
72	R4/1/4～	・県中小企業制度資金「伴走支援型特別資金」を新設し、県内金融機関と連携して事業者の資金繰り支援を強化。(取扱期間:令和4年3月31日融資実行分まで)	商工労働部
②世帯への貸付制度等			
73	R2/3/25	・新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について特例貸付の受付を開始	保健福祉部
74	R2/4/20～	・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、支給対象を拡充し、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大	保健福祉部
③相談体制			
75	R2/1/29	・商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)	商工労働部
76	常設	・福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応	商工労働部
77	R2/3/3	・県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設	商工労働部
78	R2/2/14～	・福島労働局が開設した特別労働相談室と連携	商工労働部
79	常設	・東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援	商工労働部
④農林漁業者への対応等			
80	R2/4/21	・新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置	農林水産部
81	R2/4/21	・「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を県ホームページで定期的に更新	農林水産部
82	R3/4/1～	・新型コロナウイルス感染症の影響で、中食・外食向け米の販売量が減少し、前年に比べ民間の米の在庫量が増加することに伴い、令和2年産米に続き、令和3年産米の価格下落が懸念されていることから、令和3年産の主食用米を飼料用米等の非主食用米への作付の転換を推進する。	農林水産部
83	R3/10/8	・新型コロナウイルス感染症の影響により減収した農業者が令和3年又は令和4年の収入保険に新規加入する際の保険料の一部に対して補助金を交付する。	農林水産部
84	R3/10/9～	・新型コロナウイルス感染症の影響で中食・外食向け県産米の販売量が減少し、米の在庫量が増加していることから、県内量販店での販売キャンペーンを実施し、県産米の需要拡大と在庫量の解消を図る。	農林水産部
85	R3/10/11～	・新型コロナウイルス感染症による飲食事業者の休業等に伴い、県産農林水産物の外食需要が低迷し影響を受けている事業者があることから、コロナ禍でも売上好調なオンラインストアへの出店を支援し、事業者の販売力強化を図る。	農林水産部

(6)その他重要な留意事項

1)人権等への配慮

86	常設	・児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」や「ふくしま子どもLINE相談」等の相談窓口を活用	教育庁
87	R2/4/17～	・陽性患者やその関係者に加え、医療従事者などへの差別や偏見をしないよう呼びかけ	対策本部
88	R2/9/9	・新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等被害の電話相談窓口を設置	対策本部
89	R2/10/7	・インターネット、新聞、テレビ、ラジオ等各種メディアを活用し、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う誹謗中傷を防止するための啓発事業を実施。	生活環境部
90	R3/7/21	・新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におけるシトラスリボンの着用	対策本部
91	R3/9/15	・インターネットを活用し、新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗中傷を防止するための啓発事業を拡大して実施。「ゆたかくんとこころちゃんの思いやり物語」で人権侵害の具体的な事例を取り上げた4コマ漫画を月1回配信予定)	生活環境部
92	R4/2/8	・「優しさは、心を結ぶ。」において、改めて新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等防止の呼びかけを実施。	生活環境部

2)緊急事態宣言後の取組み

93	R4/1/28	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
----	---------	------------------------------	------

3)社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

94	R4/1/28	・[再掲]福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策を改定	対策本部
95	R3/9～10	・福島県第三セクター鉄道等運行継続支援金を交付決定	生活環境部
96	R3/11	・福島県広域路線バス事業者運行継続緊急支援金を交付決定	生活環境部
97	R3/11/8	・福島県高速バス・貸切バス・タクシー事業者運行継続緊急支援金の受付開始。HP等で周知。 (事業者が車両を維持し継続して運行するのに必要な経費を支援。受付期限はR3.12.31まで)	生活環境部
98	R4/2/4	・福島県高速バス・貸切バス・タクシー事業者運行継続緊急支援金について、高速バス・貸切バスにおける補助対象者を県内に営業所を有するものに拡大して受付開始。対象者に対し、文書で周知。(事業者が車両を維持し継続して運行するのに必要な経費を支援。受付期限はR4.2.28まで)	生活環境部

2 各部署の取組

(継続中の取組及び前回本部員会議以降に実施した取組の概要)

※ 太枠：前回本部員会議以降に実施した取組

◆ 総務部

- 福島市等へまん延防止等重点措置の適用が決定されたことを踏まえ、以下の内容を各所属に通知。
 - ・ 県をまたぐ不要不急の出張について中止又は時期の見直し。
県内の出張や会議等も、できる限り実施を見送るかオンライン会議等を活用。
県内外からの来客等も、極力オンライン会議等を活用。
 - ・ 在宅勤務等の積極的な活用（特にまん延防止等重点措置が適用された区域の所属）
 - ・ 職員の健康管理の徹底とサービスの取扱い
 - ・ 職務外での感染防止（県をまたぐ不要不急の往来や混雑した場所などへの外出を控えること、3つの密（密集、密接、密閉）ではなく1つの密でも避けること、大人数・長時間の飲食を控えること 等）（R4/1/26）
- 新型コロナウイルス感染防止に向けたワクチン接種に伴う職員のサービスの取扱い（接種を受ける場合、副反応が生じた場合）について各所属に通知。（R3/5/31）

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットライン」（都道府県・指定都市と総務省との間で情報共有を図る仕組み）に、県の現状・対策、具体的な課題、政府への要望事項を報告

◆ 保健福祉部

- 高齢者等施設等で働く介護職員が感染し、出勤が困難となった際のサービス提供継続に資するため、「高齢者等施設等への応援職員派遣支援事業」を立ち上げ、県老人福祉施設協議会へ委託

◆ 観光交流局

- 福島空港利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備（出発、到着とも対応可）
- 浄土平レストハウス、天鏡閣、福島県観光物産館、日本橋ふくしま館、くろがね小屋利用者がサーモグラフィで自己検温できる体制を整備
- 観光庁の補助制度を活用した、宿泊事業者が実施する感染拡大防止対策等の取組への補助制度「宿泊事業者感染防止対策等緊急支援事業」の立ち上げ（R3/5/21令和3年度第5号補正専決処分）

◆ 土木部

(1) 県有施設関係

- 相馬港及び小名浜港において、緊急事態宣言解除に伴い、釣り施設の利用自粛及び緑地内の公園にある遊具の利用を禁止するための看板を「3つの密を避けましょう」の掲示に変更（R2/5/22～）

(2) その他

- 福島空港に就航する国内定期及びチャーター便の航空機使用者を対象に、令和2年度及び令和3年度分に係る空港使用料の全額減免を行うこととした。(令和2年9月議会福島空港条例改正)
- 県営住宅入居者のうち、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、転職、退職等により、収入が著しく減少した入居者又は現状の家賃が支払うことが困難であると認められる入居者の家賃を減免・徴収猶予
- 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、解雇等により住居から退去を余儀なくされた方に、県営住宅の空き住戸を一時提供
使用期間：原則6ヶ月
使用料：一時提供する住戸で定められた最低家賃の1/2の額
- 発注者支援業務等で県出先事務所に常駐している担当者のテレワーク活用を可能にし、関係団体に情報提供した。
(R2/12/23)

◆ 出納局

- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした(R2/4/6～)

◆ 教育庁

- 県立学校や県立図書館、美術館などの社会教育施設等における感染拡大防止の取組の徹底

◆ 企業局

- 工業用水道施設における感染防止対策の取組徹底(消毒液の設置、来庁者のマスク着用の徹底、関係者以外の立入制限など)
- 工業用水道料金の支払いについて、支払いに支障が生じている使用者の申請に基づき、令和2年4月分から最長3カ月間猶予

◆ 病院局

(1) 県立病院

- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化
 - ・職員：勤務前に検温を実施(R2/3/6～)
 - ・面会者：入院患者への面会の禁止・制限(R2/3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整(R2/3/11～)
- 各県立病院における外来患者来院時の感染拡大防止策の見直しを実施(R2/4/17～)

◆ **議会事務局**

- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底（R2/4/16～）

◆ **警察本部**

（1）県民向け対策

- 警察施設における感染防止対策（消毒液の設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃、ビニールカーテン等仕切り導入等）
- 繁華街におけるパトロールの強化
- 来庁時の感染防止、新型コロナウイルス感染症に便乗した関連犯罪被害防止の広報（県警ホームページ、新聞、テレビを通じた広報を実施）

（2）勤務体制

- サテライトオフィスの運用（執務室の分散による感染拡大防止対策）

◆ **知事部局、教育庁、企業局、病院局、議会事務局、人事委員会事務局、県警察、監査委員事務局、労働委員会事務局**

- 在宅勤務、時差出勤、職員の体温測定等の実施